

定額減税(源泉所得税関係)説明会のご案内

定額減税制度については、「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、今後、大綱に沿った税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

そのため、実施に当たり、源泉徴収義務者の皆様に制度の理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、定額減税説明会を開催します。

【説明会の主な内容】

DVD 上映を中心に定額減税制度の概要及び事務手続を説明

※「定額減税特設サイト」においてもDVDと同じ内容の動画を配信(令和6年3月中旬以降)しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

【説明会の日程】

開催日	時間	定員	開催場所
令和6年4月22日(月)	10時00分~11時30分	各300名(事前予約制) (申込期限:4月21日17時)	松本市勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26) 大会議室
	14時00分~15時30分		
令和6年4月23日(火)	10時00分~11時30分	各300名(事前予約制) (申込期限:4月22日17時)	
	14時00分~15時30分		
令和6年5月20日(月)	10時00分~11時30分	各130名(事前予約制) (申込期限:5月19日17時)	松本市勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26) 3-3会議室
	14時00分~15時30分		
令和6年5月27日(月)	10時00分~11時30分	各130名(事前予約制) (申込期限:5月26日17時)	
	14時00分~15時30分		

LINEで説明会の事前申込をする方法

- STEP1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- STEP2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
- STEP3 「定額減税の説明会に申し込む(源泉徴収義務者の方)」を選択
- STEP4 説明会会場や来場希望日時を選択
- STEP5 内容を確認して「申込」をタップすれば完了

入場時に申込完了画面を提示してください

※LINEが利用できない場合は、松本税務署法人課税第二部門(0263-39-3284)へお電話ください。

○ 会場の駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



友だち追加



友だち追加はこちら

【特設サイトへ】



定額減税制度に関する情報は、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。掲載情報については、随時最新情報に更新していきます。

定額減税制度に関する一般的なご相談を受け付けております。

【定額減税コールセンター】

電話番号: 0570-02-4562

受付時間: 9:00~17:00(土日祝除く)

【国税相談専用ダイヤル】

電話番号: 0570-00-5901

受付時間: 8:30~17:00(土日祝除く)



松本税務署

(令和6年3月)